# 資料 4-6

# 「医療上の必要性に係る基準」への該当性 に関する専門作業班(WG)の評価

# <生物 WG>

## 目 次

く皿液製剤が野ノ		
【医療上の必要性に係る基準に該当すると考えられた品目】 本邦における未承認薬		見分野 の関係
インバー 05 パ タング かいかい		יו ניבוי
人免疫グロブリン G(要望番号;372)	1	$\circ$
本邦における適応外薬		
エプタコグ アルファ (活性型)(遺伝子組換え)(要望番号;69)・	6	0
【医療上の必要性に係る基準に該当しないと考えられた品目】		
本邦における適応外薬		
エプタコグ アルファ (活性型)(遺伝子組換え)(要望番号;67)・	9	
エプタコグ アルファ (活性型)(遺伝子組換え)(要望番号;68)・	12	
乾燥 \	16	

# 目 次(つづき)

# 〈ワクチン分野〉 【医療上の必要性に係る基準に該当すると考えられた品目】 小児分野との関係 本邦における未承認薬 チフス菌 Vi 多糖体抗原ワクチン(要望番号;173)・・・・・・20 ○ 髄膜炎菌(グループ A、 C、 Y and W-135)多糖体 ジフテリアトキソイド結合型ワクチン(要望番号;374)・・・・・23 ○ 【医療上の必要性に係る基準に該当しないと考えられた品目】 本邦における未承認薬 4価ヒトパピローマウイルスワクチン(要望番号;134)・・・・・26 ○

#### 注)「小児分野との関係」列の「○」について

要望内容に、小児に関連する内容が含まれるが、成人と小児に共通する疾患等であることから、各疾患分野の WG が主に担当する品目

1)		要望	者名	要望番号
	日本小児感染症	学会		372
2)	要望された	一 般 名	人免疫グロブリン G	
	医薬品	販 売 名	ヴィヴァグロビン(VivagloBin)	
		会 社 名	CSLベーリング	
3)	要望内容	対能・効果 - 用量	EU 以下のような、原発性免疫不全対人及び小児患者における抗体補・先天性無ガンマグロブリン症・分類複一を変を発生の変を強いない。・重症を発性の変を強いないではした。・一旦では、まずないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	充療法: 1症及び低ガンマグ ラスな近 大変で 大変で 大変で 大変で 大変で 大変で 大変で 大変で 大変で 大変で
			<u>米国</u>	

			1 週間毎に 100~200mg/kg 体重を皮下投与によっ	
			て投与する。用量は、適当な臨床応答及び血清 IgG	
			レベルに達するよう、経時的に調節する。原発性免	
			疫不全症の患者間の IgG 半減期の違いにより、免	
			   疫グロブリン療法の用量および投与間隔が異なる	
			可能性がある。	
		要望の分類		
		(該当するも	▼未承認薬 □ 適応外薬(剤形追加も含む)	
		のにチェッ	〔特記事項〕	
		クする)	なし	
4)	「医療上の必	1. 適応疾病の		
	要性に係る基	本薬剤の適応症	定である抗体産生不全を伴う原発性免疫不全症は、免	
	準」への該当	疫グロブリン紋	浦充療法の導入以前、致死的な疾患であったが、静注	
	性ついての要	免疫グロブリン	/補充療法の導入以来、多数の患者が生存可能となっ	
	望者の意見	た。しかし、静	注法による免疫グロブリンレベルの変動により、投	
		与前の倦怠感	や感染症の増悪、不十分な投与量による慢性気管支	
		炎、肺炎の合併による気管支拡張症からくる低酸素血症やエンテロ		
		ウイルス属による髄膜炎、脳炎などの致死的感染症に罹患すること		
		もある。		
		2. 医療上の	<b>有用性</b>	
		静注用ガンマク	ブロブリン療法は、抗体産生不全を伴う原発性免疫不	
		全症患者にと	って生命を守るのに必須の薬剤(EML: Essential	
		Medicines List	のひとつであると WHO により認定されている。皮	
		下注用ガンマク	ブロブリン製剤は、北欧での導入後 20 年以上を経過	
		しており、客観	見的な方法による、生活の質の評価研究によっても静	
		注用ガンマグロ	コブリン製剤に勝っているとされており、日本におけ	
		る導入は、日本	の抗体産生不全を伴う原発性免疫不全症患者の治療	
		法の選択肢を加	広げ、生活の質の向上に寄与すると考えられる。	
5)	備考			

6)	海外での承認状況 (該当国にチェックす	▼米国	☑ 英国	▼ 独国	▼ 仏国
	る)	〔特記事項〕 なし			

7) 海外での公的保険 □米国 □英国 □独国 □仏国 適応状況 (適応外薬についての [特記事項] み、該当国にチェック なし する)

#### 3. 国内での開発等の状況及び企業側の意見 「医療上の 8) (1) 適応疾病の重篤性について 必要性に係 PID は、免疫系に内因性の異常が認められる様々な疾患の総称で、 る基準」へ 患者は感染症に罹患しやすくなることが特徴であり、この感染症は の該当性に 関する企業 適切に処置しないと重篤化しやすくなり、死に至ることがあるとさ 側の意見 れている。従って、「ア 生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾 患)」に相当すると考えられる。 (2) 医療上の有用性について 皮下投与による SCIG 製剤は、「ウ 欧米で標準的療法として位置づ けられている」に該当すると考える。 また、IgPro20は、当社で開発中の新世代のSCIG製剤であり、米国 及び欧州で治験を終了し、良好な結果を得ている。また、ウイルス 不活化に優れた新たな基準に基づいて製造されているので、既存品 に比べ製剤としての安全性に優れていると考える。従って、「イ 欧 米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて明ら かに優れている」に該当すると考えられる。 国内開発の 9) □治験開始前 □治験実施中 □承認審査中 □承認済み 状況 (該当するも ▼ 国内開発なし □ 国内開発中止 のにチェック [特記事項] する) なし 企業の開発 10) **▽**あり [なし の意思 (該当するも (開発が困難とする場合は、その理由) のにチェック ヴィヴァグロビンは、近い将来、供給停止を検討している製剤であ する) る。弊社の親会社では、ヴィヴァグロビンに代わり IgPro20 を市場 に導入する方針を打ち出している。 IgPro20は、ヴィヴァグロビンよりさらに高品質で、ウイルス感染 の危険性を軽減し、同等以上の有効性を期待できる薬剤であり、会 社としては、より優れた製剤である IgPro20 を今後の患者には提供 していきたいと考えている。

#### 考 備 11)

学会が要望している SCIG 製剤は日本では未だ承認されていない。 IgPro20 は日本初の在宅療法可能な SCIG 製剤になると期待されて いる。

学会からの要望にも述べられているように、SCIG 療法は IVIG 療法 に比し QOL が勝っていることが海外での研究で客観的に評価され 発表されている。

特に欧州では長い使用経験があり、在宅療法(このことが QOL の 改善にもつながっている)も可能にしている。ヴィヴァグロビンは そのひとつである。

IgPro20 は製造工程を最新化しウイルス混入の危険性を減じてお り、たとえばパルボウイルス B19 についても安全域に留めることに 成功している。また、ヴィヴァグロビンが薬液中に16%の人ガンマ グロブリン G を含有するのに対し、IgPro20 は 20%含有し、注射時 間の短縮に一層寄与する。さらに SCIG 療法では、IVIG 療法で必要 な静脈を探す必要がないので、乳幼児等への投与も行えるメリット がある。

この新しい SCIG 製剤である IgPro20 を日本で開発することがすで に決定しているので、IgPro20 により学会の要望にお応え出来ると 考える。

なお、IgPro20 は、2009 年 4 月 30 日に米国で承認申請し、現在審 査中である。また EU でも 2010 年初期には EMEA に承認申請予定 である。

#### 4. 「医療上の必要性に係る基準」への該当性に関する専門作業班 (WG) の評価

12) 「医療上の 必要性に係 る基準 | へ | の該当性に 関する WG | エ 上記の基準に該当しない の評価 (該当するも のにチェック

する)

- (1) 適応疾病の重篤性についての該当性
- ▼ ア 生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)
- □ イ 病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
- □ ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患

[特記事項]

なし

- (2) 医療上の有用性についての該当性
- □ア 既存の療法が国内にない
- ▼ イ 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて 明らかに優れている
- □ ウ 欧米において標準的療法に位置づけられている
- □エ 上記の基準に該当しない

			〔特記事項〕
			なし
13)	備	考	PID は生命に重大な影響がある疾患に相当すると考えられること、
			欧米の臨床試験において既存の療法と比べ利便性等の向上が認めら
			れていることから、本要望の医療上の必要性は高いと考えられるが、
			企業が開発要請を受けて、ヴィヴァグロビンと同じ皮下注用ガンマ
			グロブリン製剤である IgPro20 の開発を進めることで差し支えない
			と考える。なお、IgPro20の国内開発の状況は治験開始前である。

1)		要望	者名	要望番号
	日本小児血液学			69
2)	要望された 医薬品	一般名	エプタコグ アルファ (活性型)	) (遺伝子組換え)
		販 売 名	注射用ノボセブン ノボセブン HI 静注用	
		会 社 名	ノボ ノルディスク ファーマ	
3)	要望内容	効能・効果	血小板膜蛋白 GP IIb-IIIa 或いは体を保有するため、血小板輸血に見込めないグランツマン血小板抑制	こ対する治療効果が
		用法·用量	1回投与量として90μg/kg を止血が得られ、臨床的改善が 時間ごとに投与する。十分な止血 少なくとも3回は投与すること。 与回数は、出血の種類及び程度に る。持続輸注では効果を認めな ボーラス投与が推奨される。血小 場合は、血小板輸血を第一選択	観察されるまで、2 1.効果を得るために。尚、投与量及び投 に応じて適宜増減す いことがあるので、 い板輸血に反応する
		要望の分類 (該当するも のにチェッ クする)	□ 未承認薬 ☑ 適応外薬(剤 〔特記事項〕 なし	形追加も含む)
4)		1. 適応疾病の		
''	要性に係る基	·	〜 並ぶ は □小板無力症は、適切な治療を行れ	 
	準」への該当	至る疾患であるため、ア「生命に重大な影響がある疾患(致死的な		
	性ついての要	疾患)」に該当する。		
	望者の意見			
		2. 医療上の有用性		
		血小板輸血に対	対する治療効果のないグランツマ	ン血小板無力症患
		者を対象として	ており、現在、他に治療法が無く、	適切な治療を行わ
		なければ失血死	Eに至る疾患であり、ア「既存の	療法が国内にない」
		に該当する。		

5) 備 考

6)	海外での承認状況 (該当国にチェックす	□米国	▼ 英国	▼ 独国	☑ 仏国
	る)	〔特記事項〕			
		なし			
7)	海外での公的保険 適応状況	□米国	英国	□独国	□仏国
	(適応外薬についての	〔特記事項〕			
	み、該当国にチェック	なし			
	する)				

3. 国内での開発等の状況及び企業側の意見

ے. ⊏	113 6 12 101 20 11	の状況と正来例の思力
8)	「医療上の 必要性に る基準」 の該当性性 関する意見	要望に係わる医療上の重要性は、(1)適応疾病の重篤性に関しては、(ア)生命に重大な影響がある疾患(致死的疾患)、に該当する。また、(2)医療上の有用性に関しては、(ア)既存の療法が国内にない、に該当する。
		根拠:血小板膜蛋白 GPIIb-IIIa あるいは HLA に対して抗体を保有す
		   るグランツマン血小板無力症患者は、血小板輸血に不応であり、有
		   効な療法がないために出血死に至る疾患である。
9)	国内開発の 状況	□治験開始前 □治験実施中 □承認審査中 □承認済み
	(該当するものにチェック	▼ 国内開発なし □ 国内開発中止 〔特記事項〕
	する)	なし
10)	企業の開発 の意思	<b>▽</b> あり
	(該当するも のにチェック	(開発が困難とする場合は、その理由)
	する)	
11)	備考	

4. 「医療上の必要性に係る基準」への該当性に関する専門作業班 (WG) の評価

12)	「医療上の	(1) 適応疾病の重篤性についての該当性
	必要性に係	▼ ア 生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)
	る基準」へ	□ イ 病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	の該当性に	□ ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	関する WG	□ エ 上記の基準に該当しない
	の評価	[特記事項] [特記事項]
	(該当するも	
	のにチェック	重症度、出血部位等により、致死的な出血~軽度の出血が考えられ
	する)	る。 
		(2) 医療上の有用性についての該当性  ▼ ア 既存の療法が国内にない
		□ イ 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて
		明らかに優れている
		□ ウ 欧米において標準的療法に位置づけられている
		□ エ 上記の基準に該当しない
		〔特記事項〕
		他に対処法がない。
		欧州では標準的療法に位置付けられている。
13)	備考	

1)	全的分の場所	要望	者名	要望番号	
	日本産婦人科・	新生児血液学会		67	
2)	要望された	一般名	エプタコグ アルファ (活性型)	) (遺伝子組換え)	
	医薬品	販 売 名	注射用ノボセブン		
		A 41 A	ノボセブン HI 静注用		
		会 社 名	ノボ ノルディスク ファーマ		
3)	要望内容	効能・効果	産科危機的出血の抑制		
		用法·用量	本剤 90 μ g/kg を 2~5 分かけて青	静脈内に注射する。	
			20 分以内に止血効果がみられな	いようであれば、	
			体温、pH,血漿カルシウム、血/	ト板、フィブリノゲ	
			ンを確認し、調整したうえで、9	0μg/kg を同様に投	
			与する。		
		要望の分類 (該当するも	□ 未承認薬 ▼ 適応外薬(剤	形追加も含む)	
		のにチェッ	〔特記事項〕		
		クする)	なし		
4)	「医療上の必	1. 適応疾病の	)重篤性		
	要性に係る基	「ア、生命に <u>1</u>	重篤な影響がある疾患(致死的な	疾患)」に該当しま	
	準」への該当	す。			
	性ついての要	根拠:大量輸液	長や輸血・新鮮凍結血漿投与・DIC	対策を行っても止	
	望者の意見	血せず、さらに	には子宮動脈塞栓術・内腸骨動脈網	吉紮術・子宮摘出術	
			処置を講じてもなお止血困難な症	[例に遭遇すること	
		が稀にみられる	るからです。		
		   2. 医療上の有	有用性		
		「ア. 既存の履	寮法が国内にない」		
		周産期における	る出血は、わが国では現在でも妊菌	5婦死亡の第一位を	
		占めています。	母子保健の主なる統計によれば、	出血が原因の妊産	
		婦死亡は、200	7年が14例、2006年が12例、20	005 年が 15 例です。	
		(1) 1)に示す日	本産婦人科・新生児血液学会及び	ド厚生労働科学研究	
		費補助金 医療	安全・医療技術評価総合研究事業	() 産科領域における	
		る医療事故の角	<b>翼析と予防対策」で実施する後方</b> 複	見的多施設共同研究	

		では、すでに1年分に相当する妊産婦死亡例が救命されていること
		が確認されています。多大な損失を伴う不幸な妊産婦死亡を減らす
		ことは、わが国の医療・福祉において極めて有用であります。
5)	備考	

6)	海外での承認状況 (該当国にチェックす	□米国	□ 英国	□独国	□ 仏国
	る)	〔特記事項〕			
		なし			
7)	海外での公的保険 適応状況	□米国	□ 英国	□独国	☑ 仏国
	(適応外薬についての	〔特記事項〕			
	み、該当国にチェック	仏国での公的保険の適応状況を確認中			
	する)				

#### 3. 国内での開発等の状況及び企業側の意見

<u> </u>	. 国内での開先等の状况及び正来側の息先					
8)	「医療上の	産科出血は、(1)適応疾病の重篤性に関し、(ア)生命に重大な影				
	必要性に係   る基準」へ	響がある疾患(致死的疾患)に位置づけられる。また、(2)医療上				
	の該当性に	の有用性に関しては、(ア)既存の治療法が国内にない、に該当する。				
	関する企業	すなわち、既存の治療に反応しない重篤な産科出血に対しては、有				
	側の意見	効な療法は国内にない。				
		根拠:大量出血時には、内科的には赤血球濃厚液、濃厚血小板、新				
		鮮凍結血漿を大量輸血によって補充する。また、必要に応じて外科 的には、動脈塞栓術、子宮摘出術が行われる。しかし、これらの内				
		科的および外科的治療によっても止血困難な症例は死に至る。早期				
		から十分な治療を施しても致死症例が発生していることは事実であ				
		り、現在の医療の限界と言える。				
9)	国内開発の 状況	□ 治験開始前 □ 治験実施中 □ 承認審査中 □ 承認済み				
	(該当するも					
	のにチェック	▼ 国内開発なし □ 国内開発中止				
	する)	[特記事項] なし				
		<b>'</b> なし				

10)	企業の開発 の意思	<b>▽</b> あり
	(該当するものにチェック	(開発が困難とする場合は、その理由)
	する)	
11)	備考	

4. 「医療上の必要性に係る基準」への該当性に関する専門作業班 (WG) の評価

<u> </u>	三	エにかる至中」 ・シ版コエに因うる寺门下未近(WO)・ショー
12)	「医療上の 必要性に係	(1) 適応疾病の重篤性についての該当性 ▼ ア 生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)
	, _ , _ , ,	
	_	□ イ 病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
		□ ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	関する WG	□エ 上記の基準に該当しない
	の評価	(株型事項)
	(該当するも	〔特記事項〕
	のにチェック	なし
	する)	
		(2) 医療上の有用性についての該当性
		□ ア 既存の療法が国内にない
		□ イ 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて
		明らかに優れている
		□ ウ 欧米において標準的療法に位置づけられている
		▼ エ 上記の基準に該当しない
		[特記事項]
		海外承認はなく、ガイドライン、文献報告等も限られていることか
		   ら、現時点で十分なエビデンスがあるとは言えず、医療上の有用性
		が高いとは判断できない。
13)	備考	

	₹望内容の概略 				
1)		要望	<b>首</b> 名	要望番号	
	日本血栓止血学	会		68	
		T			
2)	要望された 医薬品	一般名	エプタコグ アルファ (活性型)	) (遺伝子組換え)	
		販 売 名	注射用ノボセブン		
			ノボセブン HI 静注用		
		会 社 名	ノボ ノルディスク ファーマ		
3)	要望内容	効能·効果	血液凝固第WII因子又は第IX因子	に対するインヒビ	
			ターを保有する先天性血友病及	び後天性血友病患	
			者の出血抑制		
		用法·用量	軽度から中等度の出血の場合、:	270μg/kg を単回投	
			与する。		
		要望の分類	□ 七承初带 □ 富古从带(刘	III、白 fin チ 合す。)	
	(該当するも   未承認薬 ▼ 適応外薬 (		【 不 本 節 梁	水垣加も古む)	
		のにチェッ	〔特記事項〕		
		クする)	なし		
4)	「医療上の必	1. 適応疾病の	)重篤性		
	要性に係る基	適応疾病の重篤	管性は		
	準」への該当	ア「生命に重	大な影響がある疾患(致死的な疾	患)」およびウ「そ	
	性ついての要	の他日常生活に	ご著しい影響を及ぼす疾患」に該	当する。	
	望者の意見	インヒビターを	と保有する先天性血友病は、出血に	こより生命に重大な	
		影響をあたえる	疾患である。関節や筋肉内への出 変更のである。	出血は必ずしも生命	
		に重大な影響を	と与えないが、四肢の身体機能を損	員なうことにより日	
		常生活に著しい	<b>、影響を及ぼす。</b>		
		   2. 医療上の有	<b></b>		
		医療上の有用性は			
				静が既存の療法と比し	
		イ 「欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比 べて明らかに優れている」			
		に該当する。			
			す効性と安全性は既存の rFVIIa 払	3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3	
			L を改善させることにより、有月		
		_	- 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
	l	1			

			現在、我が国において、rFVIIa は、初回は 90 μg/kg、以後は 60
			$\sim$ 120 $\mu$ g/kg を止血が得られるまで 2 $\sim$ 3 時間毎、繰返し静脈内投与
			する方法で使用されている。しかし、繰り返し行う静脈注射は、患
			者の苦痛を増すだけでなく、穿刺に適した静脈を傷害し、血管の確
			保を一層困難にする。一般に血友病患者では、関節内出血時などに
			早期の止血治療を行うために幼少期からの在宅注射療法が薦めら
			れているが、血管の確保が難しくなると、在宅注射療法の導入に支
			障をきたす。また、在宅注射療法を導入している場合も中止を余儀
			なくされる。その結果、医療施設で rFVIIa の投与を受けることに
			なるが、複数回の投与のために病院での長時間の滞在を強いられる
			など、患者とその家族の負担は大きくなっている。また、在宅注射
			療法が出来ないと、早期治療が遅れるために関節症進展に悪影響を
			及ぼす。3回の注射を1回で済ますことのできる、rFVIIa 270 μg/kg
			の高用量単回投与は時間的拘束、血管確保に対する苦痛軽減を考え
			た時、患者・家族の負担を軽減し、さらには関節症進展への影響を
			考えた時、QOL の改善につながるものである。
5)	備	考	

6)	海外での承認状況 (該当国にチェックす	□米国	▶ 英国	▼ 独国	☑ 仏国
	る)	〔特記事項〕			
		なし			
7)	海外での公的保険 適応状況	□米国	□ 英国	□独国	□仏国
	(適応外薬についての	〔特記事項〕			
	み、該当国にチェック	なし			
	する)				

### 3. 国内での開発等の状況及び企業側の意見

8)	「医療上の	要望に係わる医療上の重要性は、(1)適応疾病の重篤性に関しては、
	必要性に係る基準」へ	(ア) 生命に重大な影響がある疾患(致死的疾患)、および、(ウ)
	の該当性に	その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患に該当する。また、(2)
	関する企業	医療上の有用性に関しては、(ウ) 欧米において標準的療法に位置づ
	側の意見	けられているに該当する。欧州においては用法・用量が認可されて
		おり、標準的療法として普及している。

		根拠:無作為化比較臨床試験の論文が二報(Thromb Haemost			
		2006;95:600-605, Haemophilia 2008;14:287-294)、多施設非盲検比較対			
	象試験の論文が二報(J Thromb Haemost 2006;4:367-373, 血栓止				
		2008;19:244-256) 報告されている。また、ヨーロッパにおける市販			
		後集積研究論文(Haemophilia 2009;15:760-765)は、欧州において当			
		該療法が標準的療法になっていることを示すものである。			
9)	国内開発の 状況	□治験開始前 □治験実施中 □承認審査中 □承認済み			
	(該当するも のにチェック	☑ 国内開発なし □ 国内開発中止			
	する)	〔特記事項〕			
	) 3	なし			
10)	企業の開発 の意思	<b>▽</b> あり			
	(該当するものにチェック	(開発が困難とする場合は、その理由)			
	する)				
11)	備考				

4. 「医療上の必要性に係る基準」への該当性に関する専門作業班(WG)の評価

T.	区原工 27 亿安 1	生に係る基準」への該当性に関する専門作業班(WG)の評価
12)	「医療上の	(1) 適応疾病の重篤性についての該当性
	必要性に係	▼ ア 生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)
	る基準」へ	□ イ 病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	の該当性に	□ ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	関する WG	□ エ 上記の基準に該当しない
	の評価 (該当するも	〔特記事項〕
	のにチェック	重症度、出血部位等により、致死的な出血~軽度の出血が考えられ
	する)	る。
		(2) 医療上の有用性についての該当性 「ア 既存の療法が国内にない
		□ イ 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて 明らかに優れている
		□ ウ 欧米において標準的療法に位置づけられている
		▼ エ 上記の基準に該当しない
		〔特記事項〕
		下記の理由により、医療上の有用性が高いとは判断できない。

		ア:既存療法 (ノボセブン、ファイバ)が存在する。 イ:国内外の臨床研究で有効性・安全性は 90μg /kg×3 回の治療と同程度とされている。投与回数の減少により利便性が向上しうることは理解するが、過量投与により血栓塞栓症のリスクが増大する可能性が否定できないことから、既存療法に比べ有効性・安全性等が明らかに優れているとは判断できない。 ウ:本用法・用量は欧州で既存の用法・用量に加えて承認されているとは、
13)	備考	るが、標準的療法になっているとまでは言えない。

#### 1. 要望内容の概略

1)	要望者名				
				女主曲 7	
	一般社団法人日 日本循環器学会	本脳卒中学会	360		
2)	要望された	一般名	一 般 名 乾燥人凝固第IX因子複合体		
	医薬品	販 売 名	PPSB-HT 静注用「ニチヤク」		
		会 社 名	日本製薬		
3)	要望内容	効能・効果	ワルファリン療法中の重篤な出血時や緊急手術が 求められる場合でワルファリン効果の是正が必要 と判断される場合		
		用法・用量 本剤を添付の日本薬局方注射用水 10mL(製剤)あるいは 25mL(500単位製剤)で消通常 1回血液凝固第IX因子量 200~1,200 脈内に緩徐に注射する。用量は、年齢・症適宜増減する。			
		要望の分類 (該当するも	□ 未承認薬 □ 適応外薬(剤	形追加も含む)	
		のにチェッ クする)	〔特記事項〕		
4)	 	1. 適応疾病の	なし   		
4)	要性に係る基		てな影響ある疾患		
	準」への該当	•	療法中の頭蓋内出血はしばしば脱	イヘルニアや脳死を	
	性ついての要		つながる。消化管をはじめとする化		
	望者の意見	ルファリン療法中の出血は著しい出血を伴い致命傷となる。			
		2. 医療上の有用性			
		ア 既存の療法が国内にない。			
		ビタミン K や新鮮凍結血漿の投与では早急なワルファリンによる			
		抗凝固作用の是正は困難である。			
5)	備考				

2. 海外での承認等の状況

6)	海外での承認状況 (該当国にチェックす	□米国	▼ 英国	▶ 独国	☑仏国
	る)	〔特記事項〕			
		なし			
7)	海外での公的保険 適応状況	■米国	■英国	□独国	□仏国
	(適応外薬についての	〔特記事項〕			
	み、該当国にチェック	なし			
	する)				

#### 3. 国内での開発等の状況及び企業側の意見

#### 8) 「医療上の 必要性に係 る基準」 の該当性に 関する企業 側の意見

#### (1) 適応疾病の重篤性

- ア 生命に重大な影響ある疾患
- イ 病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
- ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患

一般に、頭蓋内出血は死亡につながり得る重篤な疾患であり、死亡を免れたとしても後遺症が残った場合には、不可逆的に日常生活に著しい影響を及ぼし得る疾患である。ワルファリン療法中においては、血液凝固能が低下していることから出血が助長され重篤性が増すものと考えられる。

ワルファリン療法中は頭蓋内出血以外の出血においても、大量出血を生じやすく、出血性ショック等による死亡につながり得るものであり、事故や他疾患のため緊急手術を必要とする場合においては速やかかつ安全に手術を行う上で血液凝固能の是正が必要となる。

#### (2) 医療上の有用性

- ア 既存の療法が国内にない
- イ 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べ て明らかに優れている
- ウ 欧米において標準的治療に位置づけられている

国内の既存療法として、ビタミン K や新鮮凍結血漿の投与が存在するものの、これらの方法ではワルファリンによる血液凝固能の速やかな是正は困難であり、重篤な出血時や緊急な止血・凝固能の是正が必要な場合には効果に限界がある。

欧米において、既存療法と直接比較した臨床試験はほとんど実施されていないが、PCC 製剤で実施された臨床試験の結果からは速やかな効果の発現が確認されており、安全性についても問題は報告され

		ていない。 また、国内外の各種のガイドラインにおいても重篤な出血時や血液 凝固能の低下が著明であり緊急の是正が必要とされる場合において は PCC の使用が推奨されている。
9)	国内開発の 状況 (該当するも のにチェック する)	<ul><li>□治験開始前</li><li>□治験実施中</li><li>□承認審査中</li><li>□承認済み</li><li>☑国内開発なし</li><li>□国内開発中止</li><li>〔特記事項〕</li><li>なし</li></ul>
10)	企業の開発 の意思 (該当するも のにチェック する)	▼あり
11)	備考	

4. 「医療上の必要性に係る基準」への該当性に関する専門作業班 (WG) の評価

4.		Eに係る基準」への該当性に関する専門作業班(WG)の評価
12)	「医療上の	(1) 適応疾病の重篤性についての該当性
	必要性に係	▼ ア 生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)
	る基準」へ	□ イ 病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	の該当性に	□ ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	関する WG	□ エ 上記の基準に該当しない
	の評価	(此名本语)
	(該当するも	〔特記事項〕
	のにチェック	なし
	する)	
		(2) 医療上の有用性についての該当性
		□ ア 既存の療法が国内にない
		□ イ 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて
		明らかに優れている
		□ ウ 欧米において標準的療法に位置づけられている
		▼ エ 上記の基準に該当しない
		〔特記事項〕
		海外の類薬と要望された医薬品では製造方法が異なり、有効成分含
		量、不純物、添加剤なども異なるため、類薬のエビデンスを要望さ

#### 生物 WG 血液製剤分野

			れた医薬品に適用することは困難である。また、要望された医薬品
			の要望内容に係る、国内のエビデンスが限られていることから、現
			時点で十分なエビデンスがあるとは言えず、医療上の有用性が高い
			とは判断できない。
13)	備	考	

1. 多	要望者名         要望番号			
	  日本渡航医学会			
	日本小児感染症	学会		173
	社団法人日本感			173
2)	要望された医薬品	一般名	Typhoid Polysaccharide vaccine	
	医采吅	販 売 名	Typhim Vi	
		会 社 名	サノフィ・アベンティス株式会社	Ė
3)	要望内容	効能・効果	成人および2歳以上の小児の腸	チフス感染予防
		用法・用量	0.5ml を1回皮下もしくは筋肉	内に注射する
		要望の分類 (該当するも	▼ 未承認薬 □ 適応外薬(剤	形追加も含む)
		のにチェッ	〔特記事項〕	
		クする)	なし	
4)	「医療上の必	1. 適応疾病の	)重篤性	
	要性に係る基	「ア:生命に」	重大な影響がある疾患」に該当す	「ると考える。根拠
	準」への該当	として、腸チ	フスに罹患した際の重篤性があけ	ずられる。 罹患した
	性ついての要	際の平均致死	率は 1~4%( WHO の position pa	nper) ではあるが、
	望者の意見	薬剤耐性菌でる	あった場合や、抗菌薬の使用が遅	れたりする場合は、
		それよりはるフ	かに高い死亡率を示し、一般的に	生命に重大な影響
		がある疾患でる	あると考えられる。薬剤耐性菌に	こよる治療難渋例の
		可能性を加味っ	すると、予防による効果は多大と	いえる。
		2. 医療上の有	有用性	
		「ア:既存の郷	療法が国内にない。」に該当すると	さ考える。根拠とし
		て、現在、腸炎	チフス感染を予防するワクチンは	は日本では承認され
		ておらず、感	<b>染蔓延国に渡航する渡航者が、</b> 産	は認されたワクチン
		を使用できる	<b></b> 伏況にはない。一方、海外では、	当該ワクチンは、
		現在 100 ヵ国』	以上で承認・販売されており、WI	HO 等のガイドライ
		ンが示すようり	こ、渡航者の腸チフス感染予防に	役立っている。
5)	備考			

6)	海外での承認状況 (該当国にチェックす	▼ 米国	▼ 英国	☑ 独国	☑ 仏国
	る)	〔特記事項〕			
		なし			
7)	海外での公的保険 適応状況	□米国	□ 英国	□独国	□仏国
	(適応外薬についての	〔特記事項〕			
	み、該当国にチェック	なし			
	する)				

#### 3. 国内での開発等の状況及び企業側の意見

3. 国				
8)	「医療上の	1. 適応疾病の重篤性		
	必要性に係 る基準」へ	「ア:生命に重大な影響がある疾患」に該当すると考える。根拠と		
	の該当性に	して、腸チフスに罹患した際の重篤性があげられる。罹患した際の		
	関する企業	平均致死率は1~4%(WHOの position paper)ではあるが、薬剤耐		
	側の意見	性菌であった場合や、抗菌薬の使用開始が遅れたりする場合は、そ		
		れよりはるかに高い死亡率を示し、一般的に生命に重大な影響があ		
		る疾患であると考えられる。薬剤耐性菌による治療難渋例の可能性		
		を加味すると、予防による効果は多大といえる。		
		2. 医療上の有用性		
		「ア:既存の療法が国内にない。」に該当すると考える。根拠として、		
		現在、腸チフス感染を予防するワクチンは日本では製造販売承認さ		
		れておらず、感染蔓延国に渡航する渡航者が、承認されたワクチン		
		を使用できる状況にはない。一方、海外では、当該ワクチンは、現		
		在 100 ヵ国以上で承認・販売されており、WHO 等のガイドライン		
		(WHO Weekly Epid. Record, 2008, 83: 49-59., MMWR December 09,		
		1994 /43(RR14);1-7)が示すように、渡航者の腸チフス感染予防に役		
		立っている。		
		以上のことから、本剤は医療上の必要性が高いと考えられる。		
9)	国内開発の 状況	□ 治験開始前 □ 治験実施中 □ 承認審査中 □ 承認済み		
	(該当するも	☑ 国内開発なし □ 国内開発中止		
	のにチェック する)	〔特記事項〕		
	, 0,	なし		
10)	企業の開発 の意思	<b>□</b> あり		
	(該当するも	(開発が困難とする場合は、その理由)		

	する)	
11)	備考	
4.	医療上の必要性	生に係る基準」への該当性に関する専門作業班(WG)の評価
12)	「医療上の	(1) 適応疾病の重篤性についての該当性
	必要性に係	▼ ア 生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)
	る基準」へ	□ イ 病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	の該当性に	□ ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	関する WG	□エ 上記の基準に該当しない
	の評価	[特記事項]
	(該当するも	
	のにチェック	なし
	する)	   (2) 医療上の有用性についての該当性
		▼ ア 既存の療法が国内にない
		   □ イ 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて
		明らかに優れている
		□ ウ 欧米において標準的療法に位置づけられている
		□エ 上記の基準に該当しない
		   〔特記事項〕
		なし
13)	備考	
i		

1)	至门石(2) 晚晒	要望	者名	要望番号
	日本渡航医学会			
	日本小児感染症	学会		374
	社団法人日本感	染症学会		
2)	要望された 医薬品	一般名	Meningococcal conjugate vaccine	
	区米加	販 売 名	Menactra	
		会 社 名	サノフィ・アベンティス株式会社	Ł
3)	要望内容	効能・効果	Neisseria meningitidis serogro	oups A, C, Y and
			W-135 による侵襲性の髄膜炎菌	i 感染症の予防(2
			歳から 55 歳)	
		用法・用量	0.5ml 単回 筋肉内注射による投	与
		要望の分類	▶ 未承認薬 □ 適応外薬(剤	形追加も今まり
		(該当するも		が色加も古む
		のにチェッ	〔特記事項〕	
		クする)	なし	
4)	「医療上の必	1. 適応疾病σ		
	要性に係る基		[大な影響がある疾患」に該当する。 ************************************	
	準」への該当		菌による細菌性髄膜炎に罹患した	
	性ついての要	られ、生命に 	こ重大な影響がある疾患であると	考えられる。
	望者の意見	   2. 医療上の有	는 ITH	
			ョガ圧 療法が国内にない。」に該当すると	・老ラス 根枷レ〕
			膜炎感染を予防するワクチンはF	
			蔓延国に渡航する渡航者が、承認	
			況にはない。一方、海外では、当	
			上で承認・販売されており、WHC	
			渡航者の髄膜炎感染予防に役立	•
5)	備考			

6)	海外での承認状況	▶ 米国	□ 英国	□独国	□仏国
	(該当国にチェックする)	[特記事項]			
7)	海外での公的保険 適応状況	□米国	□英国	□独国	□仏国
	(適応外薬についての	[特記事項]			
	み、該当国にチェック する)	なし			

3. 国	内での開発等	<b>室の状況及び企業側の意見</b>
8)	「医療上の	1. 適応疾病の重篤性
	必要性に係る基準しへ	「ア:生命に重大な影響がある疾患」に該当すると考える。根拠と
	の該当性に	して、髄膜炎菌による細菌性髄膜炎に罹患した際の重篤性があげら
	関する企業	れ、生命に重大な影響がある疾患であると考えられる。
	側の意見	
		2. 医療上の有用性
		髄膜炎感染を予防するワクチンは現在日本では承認されていないこ
		とから、「ア:既存の療法が国内にない。」に該当すると考えられる。
		一方、海外では、髄膜炎菌ワクチンは承認・販売されており、WHO
		等のガイドライン (WHO Weekly Epid. Record (2002, 77: 331-339)及び
		IDSA(アメリカ感染症学会)ガイドライン)が示すように、髄膜炎
		感染予防に役立っている。
		特に、発作性夜間血色素尿症治療用モノクローナル抗体eculizumab
		の投与前に髄膜炎菌ワクチンの接種が必要なことから、本剤の医療
		上の必要性は高い。
9)	国内開発の 状況	▼ 治験開始前 □ 治験実施中 □ 承認審査中 □ 承認済み
	(該当するも	  □ 国内開発なし □ 国内開発中止
	のにチェック する)	[特記事項]
	9 3)	なし
10)	企業の開発	<b>▽</b> あり □なし
	の意思	
	(該当するものにチェック	(開発が困難とする場合は、その理由)
	する)	

11)	備	考	eculizumab との併用については、治験を行う予定である。

4.	<b>                                      </b>	性に係る基準」への該当性に関する専門作業班(WG)の評価	
12)	「医療上の 必要性に係	(1) 適応疾病の重篤性についての該当性 ▼ ア 生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)	
	の該当性に	□ ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患	
	関する WG	□ エ 上記の基準に該当しない	
	の評価 (該当するも [特記事項]		
	のにチェック	なし	
	する)	(2) 医療上の有用性についての該当性	
		▼ ア 既存の療法が国内にない	
		□ イ 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて	
		明らかに優れている	
		□ ウ 欧米において標準的療法に位置づけられている	
		□エ 上記の基準に該当しない	
		〔特記事項〕	
		なし	
13)	備考		

1)		要望者名		
	日本産科婦人科学会、日本婦人科腫瘍学会			
	個人		134	
2)	要望された		Proper Name (FDA):	
	医薬品	一般名	Human Papillomavirus Quadrivale	nt (Types 6, 11, 16,
			18) Vaccine, Recombinant	
		販 売 名	GARDASIL <sup>®</sup>	
		会 社 名	万有製薬株式会社	
3)	要望内容	効能・効果	HPV-16,18 による子宮頸癌、外陰	癌、膣癌、HPV-6,-11
			による尖圭コンジローマ、HPV-	6,-11,-16,-18 による
			感染予防、及びこれらによる子宮	宮頸部上皮腫瘍グレ
			ード1,2,3、子宮頸部上皮内腺癌	、外陰上皮内腫瘍
			グレード 1,2,3、膣上皮内腫瘍グ	レード 1,2,3 の発生
			予防	
		用法・用量	9歳以上26歳以下の女性に、1	回 0.5mL を合計 3
			回(0、2、6カ月)、筋肉内に注	射する。
			0.5mL 中に、次の成分を含有す	る。
			HPV6L1-VLP (20μg)、HPV11	L1-VLP (40μg)
			HPV16L1-VLP (40μg)、HPV1	8L1-VLP (20μg)
			アジュバント;アルミニウム!	塩(225μg)
		要望の分類	口上平刻英 口 海内从 英 (文	IT公白 fin ま 今ま。)
		(該当するも	▼ 未承認薬	
		のにチェッ	〔特記事項〕	
		クする)	なし	
4)	「医療上の必	1. 適応疾病の重篤性		
	要性に係る基	日本では毎年 15,000 人が新たに子宮頸癌(上皮内癌を含む)と		
	準」への該当	診断され、約 2,500 人が死亡している。特に 20~30 歳代の子宮頸		
	性ついての要	癌発生は増加し、全癌部位別発生率のトップとなっている。子宮頸		
	望者の意見	癌による死亡数も 1986~1995 年の 10 年と 1996~2005 年の 10 年間		
		で比較すると、20 歳代で 1.5 倍、30 歳代では 1.6 倍と他の世代を		
		大きく上回って	ていることが注目される。このよう	に若年層の女性に
		おける子宮頸癌	菌の発生率を減らすための強力な	対策が求められる。

			2. 医療上の有用性
			ヒトパピローマウイルスは子宮頸癌のほぼ 100%から検出され、
			その原因ウイルスであることが明らかとされている。特に HPV-16,
			HPV-18 を代表とする発癌性の高リスク型 HPV の感染予防は、これ
			までの疫学調査の結果から子宮頸癌の約 70%を防ぐことが可能で
			あると考えられる。HPV 感染から癌化の過程は長時間かけて無症
			状のうちに進行することが多いことから、性的な活動が最も高いリ
			プロダクティブエイジを高リスク HPV 感染から予防する HPV ワク
			チンは、医療上極めて有用である。
5)	備	考	

6)	海外での承認状況 (該当国にチェックす	▼ 米国	▼ 英国	▶独国	☑仏国
	る)	〔特記事項〕			
		なし			
7)	海外での公的保険 適応状況	□米国	□ 英国	□独国	□仏国
	(適応外薬についての	〔特記事項〕			
	み、該当国にチェック	なし			
	する)				

# 3. 国内での開発等の状況及び企業側の意見 8) 「医療上の」 学会(日本産科婦人科学会

8)	「医療上の   必要性に係   る基準   へ	学会(日本産科婦人科学会、日本婦人科腫瘍学会)の要望の記載内
		容に加え、以下の内容を補足いたします。
	の該当性に	• GARDASIL®は HPV16,18 関連疾患だけでなく、尖圭コンジロー
	関する企業	マなどの HPV6,11 関連疾患も予防できる唯一の4 価 HPV ワクチ
	側の意見	ンです。
		• GARDASIL®は、世界保健機関(WHO)より事前認定
		(Pre-qualification) を取得しました。WHO による事前認定は、
		国連や他の機関が購入を決定する際に、品質、安全性、有効性
		に関する WHO の基準及び、他の基準に合致したワクチンであ
		るということを認めるためのものです。これにより、今後
		GARDASIL®は国連児童基金 (UNICEF) や全米保健機構 (PAHO)
		を含む他の国連機関が、各国での接種プログラム採用のために
		調達することが可能になりました。

9)	国内開発の 状況	  □治験開始前 □治験実施中   ■承認審査中 □承認済み
	(該当するも のにチェック する)	□国内開発なし □国内開発中止 〔特記事項〕 なし
10)	企業の開発 の意思	<b>▽</b> あり □なし
	(該当するも のにチェック	(開発が困難とする場合は、その理由)
	する)	
11)	備考	
,		

4.	医原上の心安1	生に係る基準」への該当性に関する専門作業班(WG)の評価
12)	「医療上の 必要性に係	(1) 適応疾病の重篤性についての該当性 ▼ ア 生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)
	る基準」へ	□ イ 病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	の該当性に	□ ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
	関する WG	□エ 上記の基準に該当しない
	の評価 (該当するも	〔特記事項〕
	のにチェック	なし
	する)	
		(2) 医療上の有用性についての該当性 「ア 既存の療法が国内にない
		□ イ 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて
		明らかに優れている
		□ ウ 欧米において標準的療法に位置づけられている
		▼ エ 上記の基準に該当しない
		〔特記事項〕
		「ヒトパピローマウイルス(HPV)16 型及び 18 型感染に起因す
		る子宮頸癌(扁平上皮細胞癌、腺癌)及びその前駆病変(子宮頸部
		上皮内腫瘍 (CIN) 2 及び 3) の予防」を効能効果とするワクチン (サ
		ーバリックス)が本邦において既に承認されている(2009/10/16)。
13)	備考	